

# ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2016年7月

## コミッティ活動

**COLLATERAL** : 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org)) / 洞口 ([khoriguchi@isda.org](mailto:khoriguchi@isda.org))

### IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会

7月15日、IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会の会合が開催され、信託契約書の雛形と、信託契約書が完成、公表され、使用される際の法的有効性を述べた法律意見書の進捗状況についてアップデートが行われた。

メンバーはまた、欧州の証拠金規制導入遅延による影響について検討を行った。本件については7月5日に金融庁、7月8日にBCBS/IOSCO、6月24日と27日に米国規制当局あてに、グローバルでのハーモナイゼーションの重要性について焦点を当てた意見書を提出した。

7月7日、ISDAは7月6日付けでJapanese Law VM CSAがISDA Bookstoreの[Credit Support Documentation section](#)へ掲載された旨をEメールで周知した。

7月25日、金融庁は、[ウェブサイト](#)で欧州の証拠金規制導入の遅延に対応するための経過措置として、当分の間、IMの分別管理に際して、信託の設定に類する方法（例：カストディアン）による管理を許可することを意図とした「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公表した。

### コモディティ・デリバティブ

7月8日、ISDAは、農林水産省と経済産業省が共同で公表した、店頭商品デリバティブ取引における証拠金規制の導入に伴う[商品先物取引法施行規則の一部を改正する案](#)について、意見書を提出した。

**REGULATORY/DOCUMENTATION** : 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org))

7月21日、ISDAは金融庁へ、外国法準拠のマスター契約にステイの決定の効力等を確保するための対応を義務付ける[監督指針の改正案](#)に対する意見書を提出した。

主なコメント：

- ISDAは段階的導入と共に、最終規則の適用については少なくとも1年間の準備期間が必要、と要求。準備期間がなければ、日本の金融機関が行うクロスボーダービジネスの健全な発展とリスク管理ポリシーに大きな支障をきたし、規制遵守のために多大な経費がかかることが懸念されるため。
- 規制対象となる取引範囲については限定されるべき（政府や中央銀行、金融市場インフラ業者との取引は除外とすべき）であり、また対象となる取引については明確な定義が必要。
- 改正案で言及されているプロトコルは、ISDA 2015 Universal Resolution Stay Protocol、またはJapan jurisdictional moduleが組み込まれるISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocol のいずれかである（すなわち、これらのプロトコルへ批准することで規制遵守とみなされる）ことの確認。

## コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

**IM Segregation Working Group – Legal Users Sub-Working Group**  
(日本語による会議)

8月17日

**IM Segregation Working Group**  
(日本語による会議)

8月19日